

## 新たな木材需要創出総合プロジェクト事業のうち地域材利用促進のうち合法木材の普及促進の概要

### 1 趣 旨：

森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定）に掲げる平成32年度の木材供給量39百万 $\text{m}^3$ という目標や、木材の利用拡大による森林の適切な整備、地球温暖化防止への貢献を実現するためには、鉄筋コンクリート造・鉄骨造が主流となっている中高層建築物等における木材の新たな製品等の普及を進めるとともに、公共建築物や住宅等での地域材の利用や、木質バイオマスの拡大等、木材の利用を促進し、実需を拡大させる必要があります。

このため、木材の信頼性の向上など地域材の需要拡大に資する以下の取組を行います。

### 2 事業概要：

合法木材の普及・利用促進のため、以下の事業を実施します。

- ① 違法伐採問題や木材の合法性証明、木材産業に関する知見を有する有識者による検討委員会を設置します。
- ② 「合法木材」の利用促進及びその証明制度の普及のため、民間企業・一般消費者等を対象にしたセミナーの開催、展示会等への出展、「合法木材」に関する情報窓口の設置による情報の提供を行います。
- ③ 合法木材制度の信頼性向上のため、認定団体・認定事業者を対象にした研修会等を行います。

「認定団体」とは、平成18年2月に林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を制定し、合法木材の証明を行う事業者を認定する手続を定め、公表した森林・林業・木材産業関係団体のことです。また、「認定事業者」とは、認定団体の認定を得て「合法木材」の証明を行う森林・林業・木材産業関係事業者のことです。

- ④ 「合法木材」の取組強化のため、我が国の主な輸入木材製品の合法性証明の有無等の調査、「合法木材」の供給を行う事業者に対する第三者による抽出調査を実施します。
- ⑤ 取組の成果について事業報告書を作成します。

【定 額】

3 事業種目と実施内容等：

事業種目	合法木材の普及・利用促進		
実施種目	実施内容	補助対象経費	助成額
i 合法木材の普及・利用促進	<p>事業実施主体は、</p> <p>① 有識者による検討委員会を設置します。</p> <p>② 「合法木材」の利用促進及びその証明制度の普及のため、以下を実施します。</p> <p>(ア) 民間企業、一般消費者等を対象にしたセミナーの開催</p> <p>(イ) 展示会等への出展</p> <p>(ウ) 「合法木材」に関する情報窓口を設置して情報を提供</p> <p>③ 合法木材制度の信頼性向上のため、認定団体・認定事業者を対象にした研修会等を開催します。</p> <p>④ 「合法木材」の取組強化のため、以下の調査を実施します。</p> <p>(ア) 我が国の主な輸入木材製品の合法性証明の有無等の調査</p> <p>(イ) 「合法木材」の供給を行う事業者に対する第三者による抽出調査</p> <p>⑤ 取組の成果について事業報告書を作成します。</p>	<p>ア 技術者給</p> <p>イ 賃金</p> <p>ウ 謝金</p> <p>エ 旅費</p> <p>オ 需用費</p> <p>カ 役務費</p> <p>キ 使用量及び賃借料</p> <p>ク 委託料</p>	<p>定額</p>